

議案第 9 号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条中「附則第4条第2項第7号」を「附則第4条第2項第6号」に改める。

第23条中「附則第4条第3項第7号」を「附則第4条第3項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。